

国 営 計 第 6 5 号
国 営 整 第 1 4 4 号
平 成 2 6 年 9 月 2 9 日

東北地方整備局 営繕部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課 長

整 備 課 長

被災3県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について（通知）

公共建築工事の円滑な施工確保については、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）等に基づき、予定価格の適正な設定、公共建築相談窓口の設置等の様々な対策に取り組んでいるところである。

今般、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、別添のとおり、公共建築工事を確実にかつ円滑に実施するための取組がまとめられ、よりきめ細かく対応することとした。

については、下記の取組の徹底及び強化を図るとともに、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の地方公共団体等に対しては、『営繕積算方式』等の普及・促進に取り組む、担当副大臣のもと、その実施状況を把握していくこととしたので、遺漏なきよう対応されたい。

記

1. 「営繕積算方式」の運用の徹底

- (1) 市場価格との乖離が認められる工種について、実勢を反映するため「見積活用方式」を採用すること
- (2) 現場の実態を反映した施工条件の明示を行い、共通仮設費の積上げ項目を適切に計上すること
- (3) 適切に工期を設定し、工期に連動した共通費の算定を行うこと
- (4) 施工条件等の変動に対し、適切に設計変更を行うこと
- (5) 物価変動に対するインフレスライド条項等の適切な対応を図ること

2. 「積算の見える化」の強化

- (1) 「見積活用方式」の適用について、入札説明書等に明記すること
- (2) 共通仮設の積上げ項目について、公開数量書に明記すること
- (3) 「見積活用方式」適用工種等の細目別内訳書を契約後に公表すること

3. 共通費（共通仮設費及び現場管理費）実態調査の実施

公共建築工事の共通費（共通仮設費及び現場管理費）の実態調査を行うこと

4. 地方公共団体等への普及・促進の強化

- (1) 地方公共団体並びに設計及び建設業の団体に対して、「営繕積算方式」等に関する説明会を行うこと
- (2) 「公共建築相談窓口」等における個別事案の相談に丁寧に対応すること
- (3) 地方公共団体との積算情報（単価等）の共有化を図ること

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課	営繕積算高度化対策官	峯村	高志
整 備 課	課長補佐	橋本	一洋

国土入企第 10 号
平成 26 年 9 月 29 日

岩手県 }
宮城県 } 主管担当部局長 殿
福島県 } (契約担当課扱い)
仙台市 }

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行第 12 号、国営計第 102 号、国土入企第 24 号）にて通知しているところです。

今般、平成 26 年 9 月 27 日に開催された第 4 回復興加速化会議において、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の確実かつ円滑な施工確保に一層きめ細やかに取り組むため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」がとりまとめられました。

これを受け、「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」については、別添 1 のとおり、平成 26 年 9 月 29 日付けで、「被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、大臣官房官庁営繕部から東北地方整備局あて通知しましたので、貴県（市）におかれましては、別添 1 を参考に適切な運用を図られるようお願いいたします。

また、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」については、別添 2 のとおり、同日付けで、「被災 3 県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、住宅局から貴県（市）住宅担当部局あて通知しておりますので、併せてお知らせします。

貴県（市）におかれましては、これらを踏まえ、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の円滑な施工確保に一層努めていただきますようお願いいたします。国におきましては、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくことを申し添えます。

なお、別添3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

国住備第123号
平成26年9月29日

岩手県 県土整備部長 殿
宮城県 土木部長 殿
福島県 土木部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

被災3県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について（通知）

災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保については、これまでもご尽力いただいているところですが、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、「住まいの復興工程表」の更なる着実な実施に向け、別紙のとおり、「災害公営住宅 工事確保実施プログラム（以下、「プログラム」といいます。）」がとりまとめられ、関係者が協力して、下記の内容について取り組んでいくこととされたところであり、国におきましては、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくこととしております。

プログラムにつきましては、当方から貴管内関係市町村向けの説明会を実施いたしますが、貴職からもご周知いただき、その積極的な取組を働きかけていただけますようお願いいたします。

また、復興加速化会議におきましては、公共建築工事を確実に円滑に実施するための取組も強化することとされ、別添1の通知が発出されております。プログラムのうち「実勢に対応した予定価格の設定」や「物価上昇等への的確な対応」の実施については公共建築工事における取組と整合を取って進めることとしておりますので、同通知を参考としてください。加えて「営繕積算方式」等の地方公共団体等への普及・促進を図るための説明会を実施することともされておりますので、関係市町村の災害公営住宅整備事業担当者の説明会への参加についても働きかけていただけますようお願いいたします。

なお、別添1の通知にあわせまして、別添2により貴県契約担当部局あて通知されておりますので念のためお知らせいたします。

記

プログラムでは、災害公営住宅の工事を確実に円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等において、以下に掲げる的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握することとしております。

1. 「実勢に対応した予定価格の設定」に関する取組
 - ① 被災地における実情を踏まえた適切な工期を設定すること
 - ② 市場価格との乖離が認められる工種について、実勢を反映するため見積を活用すること
 - ③ 現場実態を踏まえて、共通仮設費の積上げ項目を適切に計上すること
 - ④ 設計変更やインフレスライド条項を適切に適用するため、見積活用項目や共通仮設費の積上げ項目を明確化すること
 - ⑤ 共通仮設費及び現場管理費について、実態把握のための調査を実施し、結果を踏まえて経費率への反映を検討すること
 - ⑥ 災害公営住宅の発注者である県、市町村及び都市再生機構において見積情報を共有・活用すること（このための体制を都市再生機構を核として整備すること）

2. 「物価上昇等への的確な対応」に関する取組
 - ① 予定価格設定時から契約時点又は契約後の物価上昇等に対応するための設計変更やインフレスライド条項を適切に適用すること
 - ② 遠隔地からの人員手配等に係る宿泊費等の精算を適切に実施すること

3. 上記1及び2の取組を可能とするため、引き続き、国において実勢に応じた補助金上限額を設定すること

4. 工事を確実に実施するための取組
 - (1) 工事業者・現場間の資材調達や人材確保を円滑化する「資材・人材等のマッチングサポート」を図るための情報共有システムと体制を整備すること
 - (2) 都市再生機構による災害公営住宅整備に対する現地支援を継続すること
 - (3) 建設資材対策東北地方連絡会「災害公営住宅専門部会」等資材対策等に係る連絡体制の継続的な実施により、受発注者等関係者間での情報を共有すること

5. プログラムの内容を発注者及び受注者が着実に取り組むとともに、建設業者に取組情報を周知することにより、円滑かつ確実な工事実施環境を整備すること

6. 地方整備局を中心として、個別地区の課題に現地においてきめ細かに対応すること

7. プログラムの実施状況を把握し、工事の確実な実施をフォローアップすること

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅総合整備課

企画専門官 村上 慶裕

国土入企第 1 2 号
平成 2 6 年 9 月 2 9 日

発注関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成 2 6 年 1 月 2 4 日付け国営計第 1 0 4 号、国土入企第 2 6 号）にてお知らせしているところです。

今般、平成 2 6 年 9 月 2 7 日に開催された第 4 回復興加速化会議において、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の確実かつ円滑な施工確保に一層きめ細やかに取り組むため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」がとりまとめられました。

これを受け、「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」については、別添 1 のとおり「被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、国土交通省東北地方整備局あてに通知し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対しては、別添 2 のとおり、国土交通省の対応を参考として適切に運用するよう通知しておりますのでお知らせします。

また、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」については、別添 3 のとおり、同日付けで、「被災 3 県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、国土交通省から岩手県、宮城県、福島県及び仙台市あて通知しておりますので、併せてお知らせします。

関係団体が一体となって同方式及びプログラムの浸透に向けて取り組んでまいりたく、貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

また、国におきまして、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくことを申し添えます。

なお、別添 4 のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。